

## 規約

### 【名称】

第1条 本会は「学校から世界のミカタを考える会」（愛称「世界のミカタ」、以下「本会」という）と称する。

### 【目的】

第2条 本会は、主に福岡及び周辺地域における開発教育や国際理解教育への関心を持つ教職員、および市民の活動のサポートをすることで、当地域の教職員、および市民のE S Dや開発教育、国際理解教育分野への関心を高め、地域課題や国際問題等の解決に寄与することを目的とする。

### 【活動】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 本会を運営するために必要な運営会議（定例会）
- (2) ボランティア等、海外での活動経験を持つ人を招いての勉強会・教材作り
- (3) 教職員や市民を対象としたE S D、開発教育等のワークショップ・セミナーの開催
- (4) 各会員の開発教育実践報告会
- (5) E S D、開発教育等に関わる講師派遣
- (6) E S D、開発教育等を実施するにあたっての相談
- (7) 会報の作成
- (8) その他、本会の目的達成のために必要な活動

### 【会員】

第4条 本会に会員は置かない。ただし、第2条の目的に賛同し、当該分野の活動に関心を持ち、当会が主催、共催等で実施する事業へ参与する個人によって構成されているため、必要に応じて、それらの個人を会員に準ずるとみなすことがある。いずれにせよ個人は、各々の教育活動、市民活動等を行う上で本会から拘束されない。

ただし、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に明確に反する行為をする個人に対しては、役員及び、役員から権限を委嘱された当日の運営スタッフ等により、参加等の制限をすることができる。

### 【役員】

第5条 本会に次の役員を置く。

- 代 表 1名
- 副代表 1名
- 会 計 1名
- 監 査 1名

### 【職務】

第6条 役員の仕事については次の各号に定める通りである。

- (1) 代表は、本会を代表し、その業務を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、または代表が欠けた時にその職務を代行する。

- (3) 会計 会計は、本会の出納を管理する。
- (4) 監査 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

#### 【役員の選任】

第7条 役員の選任については、役員が任期を終える年度の総会で役員、及び総会参加者によって行う。意見を取り入れる際、発言者の本会への参与程度を考慮しなければならない。

#### 【役員の任期】

第8条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 【役員の解任】

第9条 役員が心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められる場合や、その他解任に相当する事項が認められるときは、臨時総会を招集しその決議により解任することができる。

#### 【総会】

第10条 本会の総会は、役員及び、本会が主催共催する企画への参加者によって毎年1回開催する。ただし、必要があるときは臨時総会を開催することができる。

総会は次の各号に掲げる項目について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

本会の総会は、代表が招集する。

総会の議長は、代表がこれに当たる。

本会の総会は、特別の事情がない限り役員全員の出席を必要とし、出席者の過半数で決議する。

#### 【役員会】

第11条 役員会は、会長、副会長、会計を中心に構成し原則月に1回以上開催する。役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。定例会と合わせて開催することができ、定例会の参加者の役員会への出席を妨げない。

#### 【会計（経費）について】

第12条 本会の運営に必要な費用は、団体資金、寄付金等をもって充てる。寄付金は人件費に充てることはできない。会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。決算終了後、監査を経て総会を招集し決算報告をする。

#### 【参加者負担の原則】

第13条 本会運営に必要な費用は参加者が応分に負担する。

会議、セミナー、ワークショップ等への参加のための旅費等は、参加者が自らの分を負担する。

ただし、備品購入代、会場代など全体に関わるものや、本会からの依頼による事業への参加等に伴う交通費や参加費など個人による支出が望ましくないと思われるものについては役員会の承認をもって当会の会計から支出することができる。

**【事務所】**

第14条 本会の事務所は [福岡市中央区]に置く。

**【その他】**

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、2016年1月16日から施行する。

この規約は、2016年5月31日から施行する。

この規約は、2017年8月20日から施行する。